

2025年12月2日以降は、 健康保険証が使用できなくなります。

医療機関等への受診はマイナ保険証を使用ください！

保険証の利用登録をしたマイナンバーカードのこと

健康保険証廃止のスケジュール

2024年12月2日

2025年12月2日

健康保険証



利用
可

新規発行廃止(利用可)

完全廃止
(利用不可)

「健康保険証」は
ご自身で破棄し
てください

健康保険証が利用可能な経過措置期間
(~2025年12月1日まで)

マイナ保険証



原則 マイナ保険証に一本化(利用可)

資格 確認書



新規加入や保険証紛失等でマイナ
保険証をお持ちでない方に交付

マイナ保険証をお持ちでない方に
交付(利用可)

12月2日以降の医療機関等での受診方法



<マイナ保険証>

医療機関等の窓口に設置されたカードリーダー
にマイナ保険証を入れて本人確認をします。
いわゆる「スマホ保険証」も可



<マイナ保険証 & 資格情報のお知らせ>

マイナ保険証が使えない医療機関等の場合、
マイナンバーカードと一緒に資格情報のお知らせ
を提示すると、保険診療が受けられます。

資格情報のお知らせは、加入の際にSmartHRを通じて交付

マイナポータルからも「資格情
報」が確認できます。マイナ保
険証が使えない場合、マイナ
ポータルの画面とマイナン
バーカードと一緒に提示すれ
ば、「資格情報のお知らせ」が
なくても保険診療が受けられ
ます。



<資格確認書>

健康保険証廃止以降、マイナ保険証をお持ちでない方に交付します。
医療機関等の窓口で提示することで、保険診療が受けられます。

9月末時点でマイナ保険証をお持ちでない方に11月20日頃にご自宅宛に送付

マイナ保険証への早めの切り替え(マイナンバー
カードの保険証の利用登録)をお願いします！